

平成24年3月16日付事務連絡からの主な変更点

平成24年3月16日付事務連絡からの主な変更点は以下のとおり。

(資料では青字にて表記している。)

I 介護報酬改定関係資料

【資料1 介護報酬の算定構造】

- 介護サービス「1 訪問介護費」の脚注を追加(介護1頁) (「平成24年度介護報酬改定に関する関係Q&A(平成24年3月16日)について」問16に伴う修正)
- 介護サービス「3 訪問看護費」の「医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき-96単位)」の位置を右端へ移動(介護2頁)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成24年3月13日厚生労働省告示第87号)に伴う修正)

【資料3 介護給付費単位数等サービスコード表】

- サービスコードの件数を修正
- 「1 訪問介護サービスコード表」に訪問介護(その他)として「20分未満の身体介護に引き続き生活援助を行った場合」のサービスコードを追加(介護53~56頁)(「平成24年度介護報酬改定に関する関係Q&A(平成24年3月16日)について」問16に伴う修正)
- 「3 訪問看護サービスコード表」の「訪問看護特別指示減算」の位置を修正(介護65頁)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成24年3月13日厚生労働省告示第87号)に伴う修正)

【資料9 留意事項について】

- 「別紙4 日割り請求にかかる適用について」の表を修正(19~20頁)
 - ・ 訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の月途中の事由に「認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)の退居・入居」を追加(「平成24年度介護報酬改定に関する関係Q&A(平成24年3月16日)について」問141に伴う追加)
 - ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の月途中の事由の「(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)」を削除(「平成24年度介護報酬改定に関する関係Q&A(平成24年3月16日)について」問142に伴う修正)